

# IGF コードの統一解釈に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 GF 編

## 改正事項

IGF コードの統一解釈に関する事項

## 改正理由

近年、国際的な大気汚染による環境問題を背景に、推進用燃料としてガス燃料を採用する船舶（以下、「ガス燃料船」という。）への関心が高まっていることから、IMO において、ガス燃料船の安全を確保するための要件を定める IGF コードが第 95 回海上安全委員会（MSC95）において決議 MSC.391(95)として採択されており、2017 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われるガス燃料船に適用される。

同 IGF コードに規定されるガス燃料ポンプ及び圧縮機等の設置区画の保護、ガス燃料管の保護等に関する要件において、具体的な例示等がなく不明確な規定があったことから、当該規定について、統一的な運用が図られるよう 2016 年 9 月に開催された IMO 第 3 回貨物運送小委員会（CCC3）において統一解釈案が提案され、審議された。

その結果、同小委員会において、ガス燃料ポンプ及び圧縮機等の設置区画に講じるべき低温及び過圧対策、ガス燃料管の二重管及びダクト用通風装置の配置等を具体的に規定する統一解釈案が合意された。

当該統一解釈案は、2016 年 11 月に開催された第 97 回海上安全委員会（MSC97）において承認され、MSC.1/Circ.1558 として回章されている。

このため、MSC.1/Circ.1558 に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ガス燃料ポンプ又は圧縮機等の設置区画となる燃料調整室の保護措置を規定した。
- (2) ガス燃料管を保護する通風装置の吸気口の配置を規定した。
- (3) 燃料タンクの圧力及び温度制御、バンカリングステーションの保護等に関する要件について、詳細を規定した。

## 改正条項

鋼船規則検査要領 GF 編 GF2.2.1, GF5.4, GF5.8, GF6.2, GF6.7.3, ☒ GF6.7.3-1., GF6.9, GF8, GF13.5.1, GF13.8